

## 児童虐待の防止について

私たちには通告の義務があります  
間違いでもかまわないので通告を！



### 虐待とは

- 体に不自然な傷やアザがある
- 子どもの泣き声や大人の怒鳴り声が聞こえる
- 長時間子どもだけで自宅に残されているようだ
- 子どもの前で大人が喧嘩をしている(面前DV) …など

地域の力で未来ある子どもたちを虐待から守りましょう

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、  
手遅れになる前に市や児童相談所などへ連絡してください。

※ 子どもの生命に危険がある場合は110番へ

直接虐待を目撃していなくても、心配があれば、  
迷わず189(いちはやく)などの連絡・相談先へご連絡ください。

通告は匿名でもかまいません。

通告した人の名前などが他にもれることは絶対にありません。

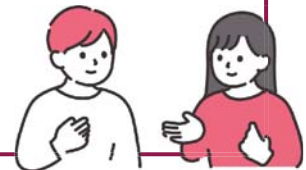
もしも、虐待の事実がなかったとしても通告した人に責任はありません。

ぜひご協力をお願いします。

## 子育て中の不安やつらい気持ち、相談してみませんか？

### 例えば こんなとき

- 子どもに対してイライラしてしまう
- きちんと育てていけるのか不安になる
- 誰にも相談できずに困っている …など



ひとりで抱えずに、困っていることや悩んでいることがあれば、  
こども家庭センターや児童相談所などへ相談してみませんか？

相談内容に関して秘密は守られますのでご安心ください。

## 連絡・相談先

- 児童相談所の全国共通ダイヤル(通話料無料) TEL 189(いちはやく)
- 茨城県銚田児童相談所 TEL 0291-33-4119
- 茨城県銚田児童相談所 ※休日・夜間の緊急時(24時間対応)「いばらき虐待ホットライン」 TEL 0293-22-0293
- 神栖警察署(生活安全課) TEL 0299-90-0110
- 神栖市こども家庭センター(こども家庭課内) TEL 0299-95-9576
- 神栖市商工会青年部子ども見守り隊 TEL 0299-92-5111